

一宮監公表第1号

平成29年5月30日

一宮市監査委員 佐藤章次

一宮市監査委員 岸澤修

一宮市監査委員 則竹安郎

一宮市監査委員 竹山聡

議会事務局、経済部等の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、議会事務局、経済部及び農業委員会事務局の監査を、都市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

## 議会事務局の定期監査及び行政監査結果報告

### 1 監査対象

議会事務局（庶務課、議事調査課）の財務事務及び行政事務の状況  
（監査対象の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日まで）

### 2 監査場所

監査事務局及び関係各課

### 3 実施年月日

平成 29 年 4 月 5 日から平成 29 年 5 月 25 日まで

### 4 監査方法

- （1）書類の審査
- （2）資料に基づく説明の聴取

### 5 監査結果

本監査はあらかじめ提出を求めた監査資料を基にし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日までの間における財務事務及び行政事務の状況並びに備品の維持管理について、関係書類・諸帳簿等の提出を求めるとともに、議会事務局長、次長及び担当課長等関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

この監査結果からみると、事務及び予算の執行状況については、おおむね適正に処理されており、備品の管理についてもおおむね良好になされていた。一部で見受けられた留意事項については、各課について記述する中で述べる。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

以下各課について記述する。

予算執行については、庶務課で事務局全体の経理を行っているため、庶務課で計上した。また、予算執行状況の表からは、給料・職員手当等・共済費は除外した。ただし、議員期末手当、議員共済費は計上した。

組織及び事務分掌は、平成 29 年 2 月 28 日現在のものを掲載した。

◎ 庶務課

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
課 長 （ 兼 ） 1 名	庶務グループ 6名	○議員の身分に関すること。
	専任課長 1名	○儀式、交際及び議会関係者の待遇に関すること。
	課長補佐 2名	○議会の予算、決算及び経理に関すること。
	主任 1名	○議員報酬及び費用弁償に関すること。
	主事 1名	○市議会議員共済会に関すること。
	書記 1名	○議長会等に関すること。 ○議長賞に関すること。 ○職員の任免、給与及び服務に関すること。 ○条例、規則及び規程の制定及び改廃に関すること。 ○文書の收受、発送及び保管に関すること。 ○公印の管守に関すること。 ○物品の管理及び出納に関すること。 ○議場及び議会関係各室の使用に関すること。 ○他の課の所管に属しないこと。
計 8名（議会事務局長、次長を含む）		

\*次長は、庶務課長事務取扱い。

2 予算執行状況

歳 入

区 分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算執行率	収入率
科 目	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$
19・6・8	円	円	円	円	円	%	%
雑 入	1,000	830	830	0	0	83.0	100.0

歳 出

区 分 科 目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
1・1・1 議 会 費	円 497,418,000	円 472,081,036	円 469,712,806	% 94.9	% 94.4

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留 意 事 項]

- (1) 政務活動費に関する事務において、広報紙の作成費用及び折り込み費用については、政務活動費の手引きで単価、発行部数が記載された領収書を提出することと定められているが、単価、発行部数が記載されていない領収書が提出されていたものがあった。必要事項が記載された領収書を提出するよう議員に周知徹底されたい。



# 経済部等の定期監査及び行政監査結果報告

## 1 監査対象

経済部（経済振興課（産業基盤整備室を含む）、農業振興課、働く婦人の家、競輪場事業課）及び農業委員会事務局の財務事務及び行政事務の状況並びに施設の管理状況

（監査対象の期間は、平成28年4月1日から平成29年2月28日まで）

## 2 監査場所

監査事務局、関係各課及び各施設

## 3 実施年月日

平成29年4月5日から平成29年5月25日まで

## 4 監査方法

- （1）書類の審査
- （2）資料に基づく説明の聴取
- （3）施設の現況調査

## 5 監査結果

本監査はあらかじめ提出を求めた監査資料を基にし、平成28年4月1日から平成29年2月28日までの間における財務事務及び行政事務の状況並びに施設、備品の維持管理について、関係書類・諸帳簿等の提出を求めるとともに、経済部長、次長及び担当課長等関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

この監査結果からみると、事務及び予算の執行状況については、おおむね適正に処理されており、施設及び備品の管理についてもおおむね良好になされていた。一部で見受けられた留意事項については、各課について記述する中で述べる。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

以下各課について記述する。

予算執行状況の表からは、給料・職員手当等・共済費は除外した。ただし、臨時職員に係る共済費は計上した。

組織及び事務分掌は、平成29年2月28日現在のものを掲載した。

◎ 経済振興課（産業基盤整備室を含む）

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
課 長 1 名 ・ 室 長 1 名	商工労政グループ 6名	○中小企業団体等の指導及び助成に関する事務
	専任課長 1名	○商業及び工業の振興施策に関する事務
	課長補佐 1名	○商店街の振興施策に関する事務
	主 査 2名	○中心市街地活性化に関する事務
	主 任 1名	○中小企業の経営改善に関する事務
	主 事 1名	○繊維振興施策に関する事務
	繊維グループ 4名	○繊維業界の情報の収集に関する事務
	専任課長(再掲) 1名	○繊維業界団体との連絡調整に関する事務
	主 査 1名	○運輸、通信及びエネルギー対策に関する事務
	主 事 2名	○貿易振興施策に関する事務
	書 記 1名	○雇用対策に関する事務
	観光交流グループ 7名	○勤労者福祉に関する事務
	専任課長 1名	○観光事業の振興に関する事務
	課長補佐 2名	○観光の宣伝、紹介及び案内に関する事務
	主 査 1名	○観光施設に関する事務
	主 任 1名	○物産の紹介、宣伝及びあっせんに関する事務
	主 事 2名	○中小企業の金融に関する事務
	融資グループ 4名	○中小企業の情報の収集に関する事務
	専任課長(再掲) 1名	○消費者保護対策に関する事務
	課長補佐 1名	○消費者指導及び消費者団体の育成に関する事務
主 査 1名	○計量事業者への立入検査及び指導に関する事務	
主 任 1名	○特定計量器の定期検査に関する事務	
主 事 1名	○尾張一宮駅前ビルの管理及び運営に関する事務	
消費生活・計量グループ 3名	○オリナス一宮の管理及び運営に関する事務	
専任課長(再掲) 1名		
課長補佐 1名		
主 査 1名		
主 事 1名		

産業基盤整備室		○企業の立地及び育成に関する事務
産業基盤整備グループ		○進出企業と地域及び他産業との連携調整に関する事務
	2名	
専任課長	1名	○特定工場の新設に係る届出の受理等及び変更命令等に関する事務
課長補佐	1名	
計	30名	(経済部長、経済部次長を含む)

## 2 予算執行状況

○経済振興課（産業基盤整備室を除く）

歳 入

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入 未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
12・1・4 商工使用料	円 8,889,000	円 8,605,090	円 8,584,590	円 0	円 50,700	% 96.8	% 99.8
12・2・5 商工手数料	719,000	864,090	864,090	0	0	120.2	100.0
14・2・3 労働費 県補助金	252,000,000	0	0	0	0	0.0	—
14・2・5 商工費 県補助金	19,075,000	0	0	0	0	0.0	—
15・1・1 財産貸付収入	24,599,000	24,722,500	24,722,500	0	0	100.5	100.0
15・2・2 物品売払収入	390,000	310,491	310,491	0	0	79.6	100.0
19・3・2 労働費貸付金 元利収入	90,000,000	90,000,000	0	0	90,000,000	100.0	0.0
19・3・4 商工費貸付金 元利収入	1,098,000,000	0	0	0	0	0.0	—
19・6・8 雑 入	2,000	9,439,305	8,851,005	0	588,300	471,965.3	93.8
計	1,493,674,000	133,941,476	43,332,676	0	90,639,000	9.0	32.4

歳 出

区分 科目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
5・1・1 労働諸費	円 688,113,000	円 663,985,211	円 128,742,971	% 96.5	% 18.7
7・1・1 商工総務費	402,000	207,191	207,191	51.5	51.5
7・1・2 商工業振興費	109,965,000	97,831,686	81,259,458	89.0	73.9
7・1・3 繊維振興費	70,066,000	68,151,139	65,841,139	97.3	94.0
7・1・4 観光費	144,898,000	144,699,188	140,685,731	99.9	97.1
7・1・5 金融対策費	1,193,521,000	1,153,364,863	1,153,364,863	96.6	96.6
7・1・6 計量費	7,223,000	6,963,706	6,901,815	96.4	95.6
7・1・7 消費流通対策費	17,812,000	14,898,975	8,738,896	83.6	49.1
7・1・8 尾張一宮 駅前ビル費	120,849,000	120,643,852	98,851,654	99.8	81.8
計	2,352,849,000	2,270,745,811	1,684,593,718	96.5	71.6

歳 出（繰越明許費）

区分 科目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
7・1・3 繊維振興費	円 63,363,000	円 62,460,070	円 62,460,070	% 98.6	% 98.6
7・1・4 観光費	17,000,000	16,998,400	13,499,200	100.0	79.4
計	80,363,000	79,458,470	75,959,270	98.9	94.5

○産業基盤整備室

歳 入

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入 未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
14・2・5 商工費 県補助金	円 91,276,000	円 0	円 0	円 0	円 0	% 0.0	% -

歳 出

区分 科目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
7・1・2 商工業振興費	円 514,996,000	円 365,593,554	円 168,812,869	% 71.0	% 32.8

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

(1) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 一宮市高齢者等の消費者被害未然防止事業業務委託契約始め4契約において、見積書の提出依頼に係る決裁文書が作成されていなかった。このうち、尾張一宮駅前ビル内広告掲出審査委託契約始め2契約では、一宮市契約規則第56条(見積書提出の省略)の規定に該当していないにもかかわらず見積書を提出させていなかった。意思決定に係る決裁文書は漏れなく作成し、決裁権者の承認を得るとともに、必ず見積書の提出を求めるよう改められたい。

イ 一宮市特別消費生活講座運営業務委託契約において、プロポーザル方式による契約を行うため業者に見積書や企画書の提出を依頼していたが、決裁文書にプロポーザル方式とする伺い文がなく、評価基準等も明確にされていなかった。複数の業者に見積書等の提出を依頼し、応じたのは1者のみで、その1者と契約を締結していたが、この方式は、価格だけでなく、内容の充実度等を総合的に判断し最適な業者を選定するものであるため、

評価基準等を明確にし、契約事務の公平性、透明性を確保されたい。また、意思決定に係る決裁文書には、内容を漏れなく記載するよう的確な事務処理をされたい。

ウ 尾西グリーンプラザ備品移転業務契約始め6契約において、契約書に一括再委託の禁止条項や業務の一部を再委託する場合の事前承認に関する条項が記載されていなかった。このうち、一宮市特別消費生活講座運営業務委託契約では、警備業務が契約業者ではない業者により実施されていた。企画書で警備については再委託が前提となっており、市も把握はしているとのことであったが、事前承認の手続が行われていなかった。不適切な再委託が行われることを防止するためにも、契約書に必要事項を漏れなく記載し、的確な事務処理をされたい。

エ 自家用電気工作物の保安全管理業務委託契約始め3契約において、一宮市契約規則等で契約書に記載するよう定められている条項が記載されていないものがあつた。契約書に必要事項を漏れなく記載されたい。

オ 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理等業務契約始め4契約において、契約書等で定められている提出物の一部が提出されていなかった。契約に基づく提出物は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導するとともに、内容確認を徹底されたい。

カ 尾西グリーンプラザ備品移転業務契約始め7契約において、見積書の提出依頼に係る決裁や契約締結に係る決裁に、随意契約とする適用条項や理由が記載されていないものがあつた。決裁文書に必要事項を漏れなく記載されたい。

(2) 補助金の交付に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 商工団体等事業費補助金（地球温暖化対策事業）において、要綱で道路占用許可証の写しの提出が定められているが、提出されていない団体があつた。必要書類は、漏れなく提出するよう申請者を指導するとともに、提出書類の確認を徹底されたい。

イ 中小企業ISO取得及び特許・実用新案出願支援補助金において、要綱で補助対象者を市税の滞納のない中小企業者とし、市税の納税証明書を提出しなければならないと定められているが、直近の法人市民税の納税証明書しか提出されておらず、市税に滞納がないことを確認できない中小企業者があつた。法人市民税を含めた全市税に滞納がないことを漏れなく確認されたい。

- (3) 一宮商工会議所が実施するインターネット上での動画講座（Webセミナー）に費用の一部を負担しているが、講座の内容や負担金額等に係る決裁文書が作成されていなかった。必ず決裁文書を作成し、決裁権者の承認を得られたい。
- (4) オリナス一宮の施設管理に関する事務において、施設の付属設備の中に、オリナス一宮の設置及び管理に関する条例施行規則で使用料が明確に定められていないものがあったので、明確になるよう規則を改められたい。

◎ 農業振興課

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
課 長 1 名 ・ 主 監 1 名	農政グループ 6名	○農林漁業の統計調査に関する事務
	専任課長 1名	○農漁業関係団体の指導及び育成に関する事務
	課長補佐 1名	○農漁業近代化資金等の融資に関する事務
	主任 1名	○農業振興地域の整備に関する事務
	主事 2名	○生産緑地に関する事務
	嘱託 1名	○主要食糧の需給調整に関する事務
	農産グループ 6名	○地域農業確立の推進に関する事務
	専任課長(再掲) 1名	○農畜水産物の生産指導に関する事務
	課長補佐 1名	○地方卸売市場の指導及び育成に関する事務
	主査 2名	○農業委員会との連絡に関する事務
	主任 1名	○農業委員会の所掌に係る事項に関する契約の締結に関する事務
	主事 2名	○農業委員会の所掌に係る事項に関する予算の執行に関する事務
	農業委員会グループ 5名	○農地転用の許可に関する事務
	専任課長 1名	
	課長補佐 1名	
	主査 1名	
主任 1名		
書記 1名		
計 19名		

2 予算執行状況  
歳 入

区分 科目	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算 執行率	収入率
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$
12・2・4 農林水産業 手数料	円 33,000	円 50,400	円 50,000	円 0	円 400	% 152.7	% 99.2
14・2・4 農林水産業費 県補助金	22,873,000	21,752,800	3,119,800	0	18,633,000	95.1	14.3
19・3・3 農林水産業費 貸付金元利収入	20,000,000	20,000,000	0	0	20,000,000	100.0	0.0
19・4・3 農林水産業費 受託事業収入	651,000	282,000	282,000	0	0	43.3	100.0
19・6・8 雑 入	1,000	33,683	33,683	0	0	3,368.3	100.0
計	43,558,000	42,118,883	3,485,483	0	38,633,400	96.7	8.3

歳 出

区分 科目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
6・1・1 農業委員会費	円 15,100,000	円 13,562,790	円 13,298,167	% 89.8	% 88.1
6・1・2 農業総務費	10,738,000	10,330,789	6,576,000	96.2	61.2
6・1・3 農業振興費	5,517,000	4,315,886	2,725,994	78.2	49.4
6・1・4 農産対策費	27,150,000	24,493,608	23,480,108	90.2	86.5
6・1・5 園芸対策費	5,367,000	4,265,462	253,226	79.5	4.7
6・1・6 畜産対策費	5,372,000	5,118,052	5,112,052	95.3	95.2
計	69,244,000	62,086,587	51,445,547	89.7	74.3

歳入・歳出には、農業委員会事務局にかかる歳入・歳出が含まれている。

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

(1) 補助金の交付に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 一宮市農漁業団体等事業費補助金(19事業)のうち農業生産省力効率化推進事業補助金において、金融機関の振込受付書のみで支出の確認をしていたが、完了報告書には経費の内訳の記載がなく、事業に必要な経費であるか判別ができない状態であった。調査したところ、補助対象経費の全額が総会、研修会での飲食代であったが、会員数に対し高額な費用となっており、かつ、完了報告書に総会、研修会資料の添付もなく、親睦会を目的とした経費に補助金を交付しているとの疑義が生じかねない状態となっていた。会議等での飲食代を補助対象経費として認めるのであれば、事業目的、内容、公益性などを考慮し、社会通念上合理的な範囲内とするなど精査した上で補助金を交付されたい。また、改めて交付確定額が適当かどうかを点検し、必要に応じ、交付決定の取消し及び返還命令をされたい。

イ 一宮市農漁業団体等事業費補助金(19事業)のうち食と緑の地域コミュニティ事業の菜の花祭りに係る補助金において、露店を出店し、その売上収入があるにもかかわらず、材料等の経費全額を補助対象経費として算定し補助金を交付していた。補助金の算定にあたっては、売上収入を補助対象経費から差し引かれたい。

ウ 一宮市農漁業団体等事業費補助金交付要綱において、どのような経費が補助対象経費に該当するのかが不明瞭なものが一部あった。また、前述のア、イのとおり、経費の使途や補助対象経費に充当される補助金以外の収入の確認など補助金交付確定時の内容審査が不十分であった。補助金の使途が適正であるか否かの判断基準となるため、補助対象経費の範囲を要綱等で明確かつわかりやすく明示するよう改めるとともに、経費の使途の適正性等内容確認を徹底し、適正かつ公正な助成行政を行われたい。

(2) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 農用地情報管理システム更新委託業務契約において、契約書で定められている提出物の一部が提出されていなかった。契約に基づく提出物は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導するとともに、内容確認を徹底され

たい。

イ 同契約において、契約書に添付されている個人情報取扱特記事項で定められている情報セキュリティ対策及び管理体制の報告がされていなかった。契約に基づく報告事項は漏れなく報告するよう契約の相手方を指導するとともに、必要なセキュリティ対策等が確保されていることを確認されたい。

◎ 働く婦人の家

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
館 長 1 名	働く婦人の家グループ 3名	○職業生活及び家庭生活に必要な教養、知識及び技能の習得のための講座、講習及び実習に関すること。
	課長補佐 1名	
	主 査 1名	○職業生活と家庭生活との調和に必要な相談及び指導に関すること。 ○休養及びレクリエーション活動の場の提供及び助言に関すること。 ○上記に定めるもののほか、婦人の福祉の増進に関すること。
	嘱 託 1名	
計 4名		

2 予算執行状況

歳 入

区 分 科 目	予算現額	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額	予 算 執行率	収入率
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$
19・6・8 雑 入	円 6,971,000	円 7,479,608	円 7,479,608	円 0	円 0	% 107.3	% 100.0

歳 出

区 分 科 目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予 算 執 行 率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
5・1・2 ききょう会館費	円 23,966,000	円 18,731,338	円 17,155,500	% 78.2	% 71.6

当館の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

(1) 工事に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 一宮市ききょう会館電話交換機入替工事において、一宮市公共工事請負契約約款で定められている現場代理人の通知などを口頭のみで行い、工事写真帳の提出をもって工事完了の通知があったとみなし、書面による完成届を省略していた。請負代金額が130万円以下の随意契約であることから、一宮市公共工事請負契約約款に関する特約に該当する工事として取り扱っていたとのことであるが、契約書に特約を添付していなかった。契約書に必要な書類は漏れなく添付するよう的確な事務処理をされたい。

イ 同工事において、契約書に添付されている一宮市公共工事請負契約約款第7条で定められている下請負の届出が提出されていなかった。施工体制台帳に下請負人に関する事項として記載はされており、把握はしているとのことであるが、定められている下請負届を提出するよう相手方を指導されたい。

(2) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 非常通報装置保守契約において、市長の公印申請及び使用承認がされていないにもかかわらず、契約書に市長印が押印されていた。公印を使用する際は、必ず公印申請及び承認を経ってから使用されたい。

イ 消防用設備の点検に関する契約始め3契約において、契約書に一括再委託の禁止条項や業務の一部を再委託する場合の事前承認に関する条項が記載されていなかった。不適切な再委託が行われることを防止するためにも、契約書に必要な事項を漏れなく記載されたい。

ウ 消防用設備の点検に関する契約において、契約書に一宮市契約規則第5条で規定されている権利及び義務の譲渡等の禁止に関する条項が記載されていなかった。契約書に必要な事項を漏れなく記載されたい。

(3) 消防用設備の管理において、防火扉や消火器の周囲に障害物が置かれていたり、誰もが使用できる状況にない場所に消火器が設置されている箇所があった。非常時に備え、適切な管理に努められたい。

◎ 競輪場事業課

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
課 長 1 名	競輪事業グループ 1名	○未払車券の整理に関する事務 ○各種記録資料の収集に関する事務
	課長補佐 1名	○所管施設の管理及び運営に関する事務
	主査(兼) 1名	
計 2名		

\*主査は建築住宅課設備グループの職員が兼務。

2 予算執行状況

(1) 一般会計

歳 入

区 分 科 目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不 納 欠損額 (D)	収 入 未済額 (E)	予 算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
19・5・1 競輪事業収入	円 100,000,000	円 0	円 0	円 0	円 0	% 0.0	% -

歳出については予算なし。

## (2) 競輪事業特別会計

## 歳 入

区 分 科 目	予算現額	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額	予 算 執行率	収入率
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$
1・1・1 競輪場使用料	円 165,434,000	円 177,374,800	円 177,374,800	円 0	円 0	% 107.2	% 100.0
1・2・1 雑 入	2,611,000	2,670,348	2,670,348	0	0	102.3	100.0
2・1・1 利子及び配当金	113,000	0	0	0	0	0.0	—
3・1・1 繰 越 金	28,283,000	86,783,592	86,783,592	0	0	306.8	100.0
計	196,441,000	266,828,740	266,828,740	0	0	135.8	100.0

## 歳 出

区 分 科 目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
1・1・1 一 般 管 理 費	円 72,484,000	円 50,372,562	円 46,103,306	% 69.5	% 63.6
2・1・1 一般会計繰出金	100,000,000	0	0	0.0	0.0
3・1・1 公 課 費	3,616,000	1,807,800	1,807,800	50.0	50.0
3・2・1 諸 費	113,000	0	0	0.0	0.0
4・1・1 予 備 費	100,000	0	0	0.0	0.0
計	176,313,000	52,180,362	47,911,106	29.6	27.2

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていた。

◎ 農業委員会事務局

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
局 長 ( 兼 )  1 名	専任課長（兼） 1名	○一宮市農業委員会に関する事務
	課長補佐（兼） 1名	○営農振興に関する事務
	主 査（兼） 1名	○納税猶予に関する事務
	主 任（兼） 1名	○農業者年金に関する事務
	書 記（兼） 1名	○農地の調整及び改廃に関する事務 ○国有農地の維持管理に関する事務 ○上記に掲げるもののほか、農地に関する事務 ○予算、決算等経理に関する事務 ○文書の收受、整理及び保存に関する事務 ○事務局の庶務に関する事務
計 6名		

\*局長は農業振興課主監が兼務。その他の職員は、農業振興課農業委員会グループの職員を計上した。

2 予算執行状況

歳入・歳出については農業振興課に含まれている。

当事務局の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていた。